

福岡県公報

平成17年12月21日
第2476号

目次

告示(第2467号-第2482号)

○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁政課)	1
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁政課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	2
○土地改良区の役員の住所の変更	(農地計画課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	3
○新たに生じた土地の確認	(地方課)	4
○町の町の区域の変更	(地方課)	5
○新たに生じた土地の確認	(地方課)	5
○町の町の区域の変更	(地方課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○都市計画事業の認可	(下水道課)	5
○平成17年度一般河川等鉦害復旧事業の実施計画	(河川課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	6
公 告		
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開		

○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁政課)	9
	(漁政課)	9

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	9
○警備業法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	9

労働委員会

○福岡県労働委員会あっせん員候補者	(労働委員会事務局調整課)	11
-------------------	---------------	----

有明海区漁業調整委員会

○アサリの採捕の禁止	(漁政課)	12
------------	-------	----

告 示

福岡県告示第2467号

次の加入区において平成13年12月福岡県告示第2062号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成17年12月21日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 沖端加入区

福岡県告示第2468号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 沖端加入区

福岡県告示第2469号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年10月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人博多織技能開発養成学校
 - (2) 代表者の氏名
床嶋 厚生
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目14番12号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、新しい博多織の未来像を創造する人、博多織を業とする人、染色作家を目指す人などを一般より公募し、次世代の博多織を担える人材を育成することで、個人の職業能力の開発を実現して、それに伴う創業及び雇用機会の拡充を支援する。また人材養成事業を円滑に実施するため共同研究・技術開発をはじめ事業に関する関係機関とのネットワークを構築するとともに広く市民への広報宣伝活動を行う。こうした活動を継続実施することにより、広く地域経済活動の活性化を図ると同時に、社会的財産である伝統文化の継承・振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2470号

解散した清算法人糟屋郡宇美町障子岳土地改良区から清算人の退任の届出があったの

で、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
稲 永 篤	糟屋郡宇美町大字宇美1415番地
藤 木 哲 也	〃 〃 579番地
藤 木 正 孝	〃 〃 1340番地
藤 木 保 男	〃 〃 1027番地
藤 木 寅 彦	〃 〃 1038番地

福岡県告示第2471号

前原市土地改良区から役員住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

役員の種類	氏 名	旧 住 所	新 住 所
理事	大賀 俊春	前原市大字志登376番地の1	前原市博多江駅北二丁目22番地7号

福岡県告示第2472号

福岡市金武吉武土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 退任理事

氏名	住所
大原敏弘	福岡市西区大字金武937番地の2
横溝文親	〃 〃 大字吉武452番地
鍋山伊昭	〃 〃 大字金武764番地
牛尾智	〃 〃 〃 220番地
牛尾澤太郎	〃 〃 〃 284番地の1
牛尾義廣	〃 〃 〃 1291番地
牛尾醇三	〃 〃 〃 1174番地
牛尾啓一	〃 〃 〃 1170番地
山田守	〃 〃 〃 1045番地
牛尾光昭	〃 〃 〃 1615番地
伊佐正利	〃 〃 大字吉武547番地
高木勇雄	〃 早良区飯倉4丁目37番6号
倉光一雄	〃 西区大字吉武309番地の3
因嘉市	〃 早良区原6丁目29番19-104号

2 退任監事

氏名	住所
富永吉久	福岡市西区大字吉武542番地
牛尾葵志輔	〃 〃 大字金武786番地の2

3 就任理事

氏名	住所
大原敏弘	福岡市西区大字金武937番地の2
横溝文親	〃 〃 大字吉武452番地
鍋山伊昭	〃 〃 大字金武764番地
牛尾智	〃 〃 〃 220番地
牛尾澤太郎	〃 〃 〃 284番地の1
牛尾義廣	〃 〃 〃 1291番地

三角正弘	〃 〃 〃 1180番地
牛尾啓一	〃 〃 〃 1170番地
典略博人	〃 〃 〃 1051番地
牛尾光昭	〃 〃 〃 1615番地
伊佐正利	〃 〃 大字吉武547番地
高木勇雄	〃 早良区飯倉4丁目37番6号
倉光一雄	〃 西区大字吉武309番地の3
因嘉市	〃 早良区原6丁目29番19-104号

4 就任監事

氏名	住所
富永吉久	福岡市西区大字吉武542番地
樋口徳一	〃 〃 大字金武52番地

福岡県告示第2473号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

大川市

2 事業の種類

（仮称）木室地区地域農業活動拠点広場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県大川市大字中八院字西古賀及び字正才地内並びに大字本木室字西古賀地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定の理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大川市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成17年度大川市一般会計予算により既に財源措置を講じている。

また、大川市は事業用地の先行取得を大川市土地開発公社に依頼し、同公社は、平成17年度の事業計画において、本件事業用地取得に係る財源措置を講じるとともに、大川市はこれに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、大川市が大川市大字中八院字西古賀及び字正才地内並びに大字本木室字西古賀地内において、地域農業活動拠点広場の整備を行うものである。

現在、大川市では営農従事者が減少しており、その対策として、周辺集落共同での種まき、クリーク清掃及び水稻の病害虫防除を目的とした無人ヘリコプターによる薬剤の散布等を行うことで補っているが、共同農作業の活動拠点が無く、無人ヘリコプターによる農薬散布については農道等を利用して行っているため、場所が狭く、安全上の問題があることや、農業車両等の交通の妨げになるなど悪影響を及ぼしている。

また、平成14年度に策定した「大川地区農村振興基本計画」において、本件事業用地のある木室地区が交流推進区域として位置づけられているが、交流イベントを開催する適当な広場が同地区には無く、現在は他施設の駐車場等を利用して行っているが、十分な広さではない。その上、今後は交流活動の推進を図るため、各種の交流イベントが計画されており、広場の整備が必要となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、農業活動拠点として利用対象18集落における共同農作業の効率化及び安全性の確保を図るとともに、交流活動拠点として農村と都市との広範囲での交流を目的とする交流イベントの開催を可能にするため、活力ある農村地域社会の形成に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、大川市の土地利用計画との整合性を考慮し、本事業計画において、住民の利便性、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性が高く、用地費等も3案中最小となる、社会的、経済的に優れた案を採用していることから、軽微なものであると考えられる。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、地域農業活動拠点広場の整備に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上の事から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、共同農作業の活動拠点及び交流イベント等を開催する広場を整備する必要があることから、早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

また、起業地の範囲は本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、大川市から申請のあった（仮称）木室地区地域農業活動拠点広場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

大川市（農村環境整備課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、苅田町長から苅田町の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成17年12月7日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
京都郡苅田町磯浜町1丁目15の1、15の13及び15の12に接する無番地並びに幸町10の1、10の7及び10の2に接する無番地の地先の公有水面埋立地	4,485.92

福岡県告示第2475号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、苅田町長から苅田町の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

次の区域を磯浜町に編入する。

新たに生じた土地
京都郡苅田町磯浜町1丁目15の1、15の13及び15の12に接する無番地並びに幸町10の1、10の7及び10の2に接する無番地の地先の公有水面埋立地4,485.92平方メートル

福岡県告示第2476号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、苅田町長から苅田町の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成17年12月7日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
-------------	------------

京都郡苅田町磯浜町1丁目2の1に接する無番地及び幸町10の2に接する無番地の地先の公有水面埋立地	693.96
--	--------

福岡県告示第2477号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、苅田町長から苅田町の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

次の区域を磯浜町に編入する。

新たに生じた土地
京都郡苅田町磯浜町1丁目2の1に接する無番地及び幸町10の2に接する無番地の地先の公有水面埋立地693.96平方メートル

福岡県告示第2478号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
山田市大字上山田字猪ノ鼻1081番4及び1082番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡川崎町大字田原335番地14
株式会社 川食 代表取締役 菅原 潔

福岡県告示第2479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
行橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
行橋都市計画下水道 行橋市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成17年12月21日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
行橋市行事一丁目及び行事七丁目、行事八丁目各丁目の一部並びに行事二丁目、行事三丁目、行事四丁目、行事五丁目、行事六丁目各丁目の全部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第2480号

平成17年度一般河川等鉱害復旧事業実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項の規定によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する 実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間

平成17年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	赤池糸田線	福岡県	田川土木事務所	平成17年12月21日から平成18年1月10日まで
------------------------	-------	-----	---------	---------------------------

福岡県告示第2481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 スーパードラッグコスモス太刀洗店
 - (2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町山隈字太刀洗1609番9 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2482号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 サニー吉井ショッピングセンター
 - (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公 告

公告

福岡県が発注する役務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

ア 名称

A P R形車載用無線機及びA P R形オートバイ用無線機搭載替業務

イ 数量

入札仕様書による。

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成18年3月31日まで

(4) 提供場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年1月10日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
05	02	電 気 通 信 機 器	AA、A
06	01	自 動 車	AA、A

(2) 当該役務又は類似する役務について、相当期間の業務実績を有する者

(3) 契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に当該役務に係る検査に応じられること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2234

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

平成17年12月21日（水）から平成18年1月10日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成18年1月10日(火)午後5時15分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部総務部会計課入札室
- (2) 日時
平成18年1月11日(水) 午後2時00分
- 10 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 13 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第49条第4項又は第51条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 不利益処分根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第49条第1項又は第51条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成18年1月18日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7-7福岡県庁北棟7階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第49条第4項又は第51条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成17年12月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 不利益処分根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第49条第1項又は第51条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成18年1月19日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7-7福岡県庁北棟7階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公安委員会

福岡県公安委員会規則第17号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成17年12月21日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県門司警察署の部西門司交番の項中「原町別院15番2号」を「藤松1丁目1番1号」に改め、同表福岡県うきは警察署の部吉井交番の項中「吉井町1267番地12」を「吉井町新治385番地4」に改める。

附 則

この規則中別表第1福岡県門司警察署の部西門司交番の項の改正規定は平成17年12月22日から、同表福岡県うきは警察署の部吉井交番の項の改正規定は同月27日から施行する。

福岡県公安委員会告示第261号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成17年12月21日

福岡県公安委員会

1 講習の区分、期日、時間及び場所

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年1月23日（月）から同年1月26日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで ただし、最終日にあつては午後1時まで	北九州市門司区小森江3丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年2月1日（水）から同年2月3日（金）までの間	午前9時30分から午後3時40分まで ただし、最終日にあつては午後1時まで	北九州市門司区小森江3丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員及び受講対象者

(1) 受講定員

各60人

(2) 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「

旧資格者証」という。）を所持する者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

ア 受講しようとする講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者

イ 受講しようとする講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任予定の者

4 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書1通（講習規則別記様式第1号）

(2) 旧資格者証の写し

5 受講申込手続等

(1) 受付期間、場所

ア 法第2条第1項第1号に係る警備業務

平成18年1月5日（木）から同年1月18日（水）まで（祝日、土、日曜日を除く）の午前10時から午後5時までの間

イ 法第2条第1項第2号に係る警備業務

平成18年1月10日（火）から同年1月23日（月）まで（祝日、土、日曜日を除く）の午前10時から午後5時までの間

各講習の区分ごとに福岡県警察警備員教育センターにおいて受付ける。

(2) 受講受付については、受講申込みに必要な書類（前記4）を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき受講者1人まで有効とする。また、受講申込み者が他の代理人を兼ねることはできない。）。

(3) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受付人員が予定の各60人となったときは、受け付けを締め切ることとする。

(4) 講習受講手数料

ア 法第2条第1項第1号に係る警備業務

23,000円（受講受付時、福岡県領収証紙により納付すること。）

イ 法第2条第1項第2号に係る警備業務

14,000円（受講受付時、福岡県領収証紙により納付すること。）

6 受付場所

(1) 名称

福岡県警察警備員教育センター

(2) 所在地

北九州市門司区小森江3丁目9番1号

7 その他

(1) 受講者は、講習期間中、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し、講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、最寄りの警察署又は福岡県警察本部生活安全総務課（電話092（641）4141内線3033、3036）に対して行うこと。

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成17年12月21日

福岡県労働委員会会長 野田 進

氏名	現職	備考
石井 志津子	社会保険労務士	現公益委員
丑山 優	九州大学大学院経済学研究院教授（兼）医系学府教授	同上
川嶋 四郎	九州大学大学院法学研究院教授	同上
野田 進	九州大学大学院法学研究院教授	同上
松坂 徹也	弁護士	同上
矢野 正彦	弁護士	同上
渡邊 富美子	弁護士	同上
上田 静生	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	現労働者委員
大原 始	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会執行委員長	同上

隈上 勉	新九州電力労働組合福岡支部執行委員長	同上
隈本 泰清	UIゼンセン同盟福岡県支部支部長	同上
宮崎 和彦	新日本製鐵八幡労働組合組合長	同上
師岡 愛美	自治労福岡県本部副執行委員長	同上
山口 正三	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
赤木 誠	新日本製鐵株式会社八幡製鐵所労働・購買部長	現使用者委員
荒牧 智之	九州電力株式会社人事労務部長	同上
石村 一枝	株式会社石村萬盛堂専務取締役	同上
井上 寛	西日本鉄道株式会社常務取締役	同上
鈴木 勝詔	株式会社安川電機人事総務部労務担当部長（兼）株式会社ドーエイ取締役社長	同上
長井 賢祐	福岡県経営者協会専務理事	同上
氷室 寛治	株式会社岩田屋理事人財部長	同上
稲吉 良蔵		前公益委員
河内 優子	九州国際大学経済学部教授	同上
菊池 高志	西南学院大学法学部長	同上
笹井 範男	西日本鉄道労働組合中央執行委員長	前労働者委員
檀 勝樹	日本労働組合総連合会福岡県連合会組織局長	同上
牛島 健五	九州電力株式会社執行役員北九州支店長	前使用者委員
黒江 宣安	社団法人福岡県タクシー協会顧問	同上
山田 剛	月星化成株式会社人事総務担当取締役	同上
岡田 弘明	福岡県生活労働部長	
原田 克彦	福岡県生活労働部労働局長	
松永 久	福岡県生活労働部労働局労働政策課長	
中富 倫彦	福岡県労働委員会事務局局長	
吉田 祐輔	福岡県労働委員会事務局次長（兼）調整課長	
津村 建次	福岡県労働委員会事務局審査課長	
石橋 純雄	福岡県労働組合総連合事務局次長	

福岡県有明海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第45号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護増殖を図るため、次のとおり指示する。

平成17年12月21日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 小原博義

1 指示の内容

次の区域においてアサリを採捕してはならない。ただし、試験研究機関及び福岡県有明海漁業協同組合連合会が試験研究及び増養殖の目的のため採捕する場合はこの限りでない。

(1) 有区第3号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度 6分54.000秒 東経130度21分52.200秒
- イ 北緯33度 6分42.000秒 東経130度21分49.200秒
- ウ 北緯33度 6分39.600秒 東経130度22分 3.000秒
- エ 北緯33度 6分51.600秒 東経130度22分 6.000秒

(日本測地系)

- ア 北緯33度 7分 6.011秒 東経130度21分43.857秒
- イ 北緯33度 6分54.013秒 東経130度21分40.858秒
- ウ 北緯33度 6分51.613秒 東経130度21分54.657秒
- エ 北緯33度 7分 3.612秒 東経130度21分57.656秒

(2) 有区第24号

次のオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- オ 北緯33度 4分31.200秒 東経130度24分 4.800秒
- カ 北緯33度 4分 9.000秒 東経130度23分40.800秒
- キ 北緯33度 3分54.600秒 東経130度24分 0.000秒

ク 北緯33度 4分16.800秒 東経130度24分24.000秒
(日本測地系)

オ 北緯33度 4分43.229秒 東経130度23分56.451秒

カ 北緯33度 4分21.031秒 東経130度23分32.453秒

キ 北緯33度 4分 6.633秒 東経130度23分51.652秒

ク 北緯33度 4分28.831秒 東経130度24分15.649秒

2 指示の有効期間

平成17年12月15日から平成18年3月31日まで